

# 令和7年度愛媛県南予地域移住地認知度拡大プロモーション業務委託仕様書

## 1 適用範囲

本仕様書は、愛媛県（以下、「県」という。）が発注を予定している「令和7年度愛媛県南予地域移住地認知度拡大プロモーション業務」（以下「本業務」という。）の企画提案及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者と協議の上、別途作成する。

## 2 業務名

令和7年度愛媛県南予地域移住地認知度拡大プロモーション業務

## 3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 業務目的

県では、社会減対策の手段として移住施策を推進しており、これまで、県・市町・関係機関が連携した「オール愛媛」の体制で様々な移住施策を展開してきた結果、令和5年度の移住者数は7,254人と過去最高を更新しているものの、社会減の解消に向けては移住者数の更なる拡大が重要であり、潜在的な移住希望者の開拓が課題となっている。

このような背景の下、本県でも特に人口減少や高齢化が大きく進む南予地域での著名人を活用した移住体験動画を通じ、豊かな自然環境、暮らしを発信するプロモーションを実施し、子育て世代への移住先としての認知を拡大するとともに新たな移住潜在層の掘り起こしを図る。

## 5 業務の対象

本業務のターゲットについては、子育て世代を基礎とするが、具体的には企画提案の内容を踏まえて、県及び受託者で協議の上、決定するものとする。

## 6 業務内容

具体的な実施内容については、企画提案のあった内容を基に県と協議の上、別途委託契約書に定める「業務計画書」として決定するものとする。

また、本業務は、別記1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。

### (1) 著名人を起用した移住体験動画作成

プロモーション効果を高めるため、ターゲット層に親和性のある全国レベルで活躍する著名人を起用して南予9市町の豊かな自然環境、暮らし、子育て環境等が訴求できる移住体験動画を作成するとともに、動画撮影時に現地住民との交流を行うこと。

#### ア 著名人起用

起用する著名人の人数は問わないが、ターゲット層への訴求力を考慮し、ロ

ジックを整理のうえ、提案すること。

イ 動画作成本数

12 本以上

(2) 動画の配信

ア 発信媒体

発信媒体は、フォロワー数、拡散力、訴求度等を総合的に判断し、効果的なものを選択すること。なお、使用する媒体が複数になっても差し支えない。

イ 広告配信

ターゲット層に向けた動画の広告配信を行なうこと。

(3) 効果測定

- ・ 定性的、定量的に事業効果を図ることが可能な指標に基づき達成すべき目標を設定して、業務全体の効果検証を行うこと。
- ・ 効果検証の手法や報告の時期、回数について、企画提案書に分かりやすく記載すること。
- ・ 業務の実施途中であっても、県の求めに応じて詳細な分析結果を報告すること。また、その分析結果を踏まえた改善が必要な場合は、県と協議の上で改善策を講じること。

## 7 業務計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について愛媛県と協議の上、委託契約書に定める「業務計画書」を作成して愛媛県に提出すること。
- (2) 令和7年10月中旬を目安に中間報告を行うこと。なお、報告資料については、県と受託者が協議の上、書面にて提出すること。
- (3) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、県の検査を受けること。
- (4) 県は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (5) 県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

## 8 再委託等の禁止

受託者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

## 9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

受託者が本業務で制作した制作物の著作権及び使用権は、原則として、愛媛県に帰属する。

(2) 秘密保持

- ア 本業務に関し、受託者から愛媛県に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- イ 本業務に関し、受託者が愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県不了解なく公表又は使用してはならない。
- ウ 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

## 10 著作権等

- ・ 成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定めるすべての権利を含む。）は愛媛県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋その他の形式により他の用に供する場合は、愛媛県の承諾を受けなければならない。
- ・ 愛媛県は成果物を公表することができる。この本県の公表権について、受託者はいかなる権利も主張できない。
- ・ 受託者は、愛媛県が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
- ・ 委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料等の著作権は本県に帰属する。ただし、受託者が従前より保有する特許権、著作権等の知的財産権を適用したものにおいては、本県はその使用及び複製の権利のみを有するものとし、それらの知的財産権は受託者に帰属する。
- ・ 成果物及び委託業務の実施のために使用された愛媛県が所有する資料に、受託者が従前より保有する知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報等を含む。）が含まれていた場合は、受託者に留保されるが、本県は成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償かつ非独占的に利用できるものとする。
- ・ 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・ 成果品の二次利用に関しては県と協議の上、決定するものとする。

## 11 個人情報の保護

受託者は本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は別記 2 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

## 12 その他

- (1) 業務の実施に当たっては県と受託者双方が協議を重ねながら実施するものである。
- (2) 上記に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。
- (3) 本業務に伴う撮影・取材・素材収集等に必要となる一切の調整及び許認可等の手続きは受託者が負担すること。